

令和 8 年度指定障害福祉サービス事業者等に対する説明会及び  
障害者総合支援法に基づく集団指導

# 障害福祉サービス事業所における 留意事項について

1. 業務継続計画（BCP）について
  2. 虐待防止措置・身体拘束の適正化について
  3. 情報公表について
  4. 就労選択支援について – 就労系サービス
  5. 地域連携推進会議について – 共同生活援助、施設入所支援
- 
- 全サービス

# 1 業務継続計画（BCP）について

令和6年度報酬改定において、業務継続計画未策定減算を創設

## 【減算単位】

・所定単位数の3 %を減算

療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

・所定単位数の1 %を減算

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

## 【算定要件】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※BCPのガイドライン、ひな形等については、以下の厚生労働省HPを御参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)

## 2 虐待防止措置・身体拘束の適正化について

### 【虐待防止措置】

令和6年度報酬改定において、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1％を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 【身体拘束の適正化】

令和6年度報酬改定において、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10％に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1％に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

（参考）身体拘束適正化措置

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

### 3 情報公表について

令和6年度報酬改定において、障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設された。

#### 【減算単位】

##### ・所定単位数の10%を減算

療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、  
共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

##### ・所定単位数の5%を減算

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、  
自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域  
移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デ  
イサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

#### 【注意事項】

- ・年1回、報告された内容について更新を行うこととされているが、未更新の事業所が多数あるため、必ず情報の更新を行うこと。
- ・令和7年度より、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に経営情報の報告も必要となったため、必ず報告すること。

## 4 就労選択支援について

### 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

#### 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

#### 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

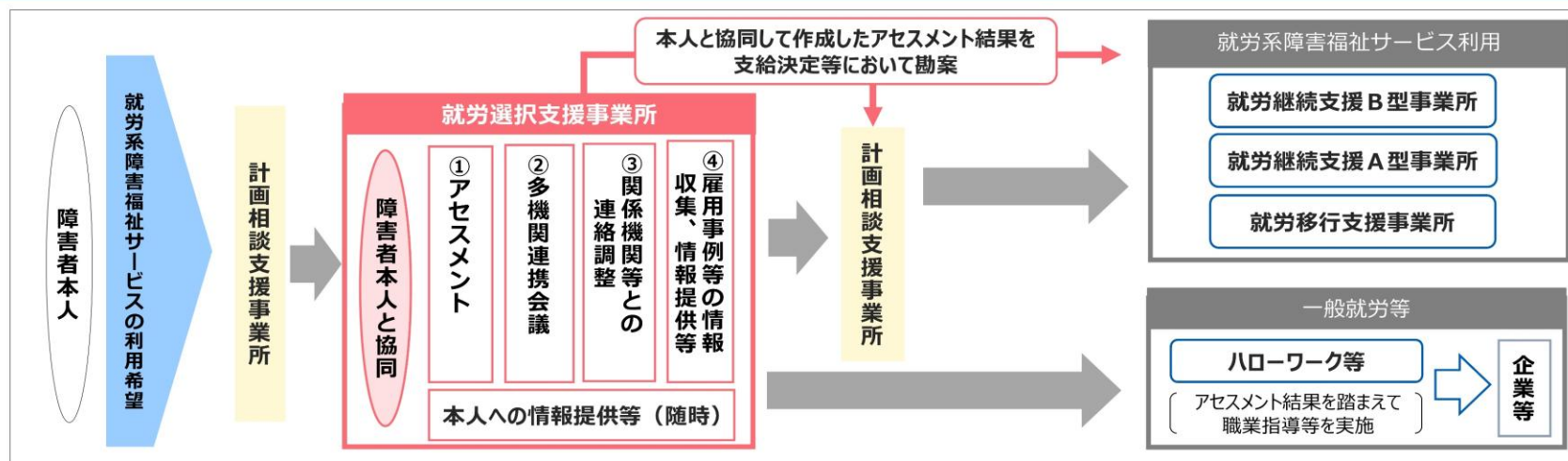
#### 基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

#### 支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



## 4 就労選択支援について

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56733.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 障害者の就労支援対策の状況 > 就労選択支援について

福祉・介護

就労選択支援について

▼ 1 就労選択支援員養成研修について

▼ 2 就労選択支援指定状況について

▼ 3 就労選択支援に係る通知・実施マニュアル・Q&A

▼ 4 指定申請の標準様式・留意事項・解釈通知

▼ 5 事務処理要領・支給決定通知

▼ 6 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いに係る通知

1 就労選択支援員養成研修について

PDF

 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令等の公布等について（通知） [171KB]

令和8年度就労選択支援員養成研修について

令和8年度就労選択支援員養成研修につきましては、以下のチラシのとおり開催いたします。  
・チラシ：

PDF

 令和8年度就労選択支援員養成研修のご案内 [377KB]

就労選択支援員養成研修の受講に関する申込等については、以下の申込フォームからお願いいたします。  
・令和8年度就労選択支援員養成研修申込フォーム

就労選択支援員養成研修の受講要件について

政策について

▼ 分野別の政策一覧

▶ 健康・医療

▼ 福祉・介護

▶ 障害者福祉

▶ 生活保護・福祉一般

▶ 介護・高齢者福祉

▶ 雇用・労働

▶ 年金

▶ 他分野の取り組み

▶ 組織別の政策一覧

▶ 各種助成金・奨励金等の制度

▶ 審議会・研究会等

マニュアルは  
こちらから

## 5 地域連携推進会議について（共同生活援助、施設入所支援）

令和7年4月1日から、共同生活援助及び施設入所支援において、「地域連携推進会議」の設置が義務化された。

### 《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

※地域連携推進会議の手引きについては、以下の厚生労働省HPを御参照ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)

## 5 地域連携推進会議について（共同生活援助、施設入所支援）

（問）地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

（答）利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

（問）「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

（答）事業所の所在市町村となる。